

## 「みやぎ水産の日」情報発信業務仕様書

I 委託業務名 「みやぎ水産の日」情報発信業務

II 契約期間 平成29年4月1日（土）から平成29年10月20日（金）

### III 業務の概要

県では、東日本大震災からの復興を図るため、県内水産物の消費拡大を目指すとともに、宮城の水産物を学ぶ機会や、食べるきっかけになる日として、毎月第3水曜日を「みやぎ水産の日」と制定し、県内各地でPR活動を推進しているが、その認知度のさらなる向上を目的に消費者向けの情報発信を実施するもの。

### IV 業務の内容

#### 1 テレビ番組によるPR業務

宮城県が誇る様々な水産物の魅力を訴求するとともに、「みやぎ水産の日」を広く情報発信することを目的に、テレビ番組によるPRを実施する。

- (1) 一般消費者への訴求効果の高い構成内容とする。
- (2) 県内向けの地上波放送とし、各月に複数回の放送を行うこと。
- (3) 広告効果を最大限高められる放送時間とすること。
- (4) 「みやぎ水産の日」のテーマ食材を含め、旬の水産物や関連イベント等と連動した放送内容とすること。

#### 2 新聞朝刊題字下等への広告掲載

県内の一般家庭に対して毎月第3水曜日が「みやぎの水産物」を食べる日であることを訴求するため、掲載月の旬の水産物の写真またはイラストを掲載した広告を作成し、河北新報朝刊題字下等に掲載する。

- (1) 掲載日：毎月第3水曜日（4月から9月まで合計6回掲載）

#### 3 PRチラシ制作

「みやぎ水産の日」テーマ食材を訴求するため、消費地市場や産地市場、販売店や飲食店に配置するチラシを毎月制作する。

- (1) サイズ：B6サイズ
- (2) 部数：毎月30,000部（4月から9月まで合計180,000部掲載）

#### 2 相乗効果が期待できる独自の提案

1の提案に加え、予算の範囲内で「みやぎ水産の日」の認知度向上や県産水産物の

消費拡大に効果が期待できる独自の提案を行うこと。（複数の企画を提案することも可とする。）

○提案例

- ・動画配信サイト，ラジオ番組，ラッピングバス，中吊り広告，SNS，情報誌等での追加情報発信
- ・県産水産物の魅力を直接消費者に訴求するイベント等の実施（旬の県産水産物を使用した試食会，生産者や生産現場の紹介及びPR）等
- ・協議の上，実施内容の詳細を検討することとする。

V 包括的事項

- 1 受注者は，業務の遂行について随時報告を行うこと。
- 2 業務を遂行する上で必要な資料等は，受注者において入手するほか，必要に応じて随時貸与する。また，予算の範囲内において取材も可とする。なお，貸与した資料等の複製，複写の可否，返却等については，発注者の指示に従うこと。
- 3 本業務の実施にあたって，情報誌等の作成は発注者と事前に協議すること。
- 4 業務体制
  - （1）あらかじめ発注者と調整したスケジュールで行うこと。
  - （2）専任のスタッフ（ディレクター等）を確保すること。
- 5 本業務において制作した各種デザインデータ等の著作権は宮城県に帰属するものとし，二次利用可能な高画質のデータとしてCD等に保存し，宮城県農林水産部水産業振興課に2枚納品すること。
- 6 本業務の成果物として「業務実施結果報告書」を作成し，業務完了報告書に添付して提出すること。
- 7 テレビ放送の推定視聴者数等の成果指標を1つ以上提示し，その成果状況を上記6の「業務実施結果報告書」に記載すること。